

議第 4 号

山形県文化財保護条例第5条第1項の規定による山形県指定有形文化財の指定の解除について

山形県文化財保護条例(昭和30年8月県条例第27号)第5条第1項の規定により、次の山形県指定有形文化財の指定を解除する。

種 別	名 称	員数	旧所有者	旧所有者の住所
絵画の部	紙本著色重嶂香雪図 岡田半江筆	1 幅	■■■■■	河北町谷地■■■■■
絵画の部	絹本著色火食鳥図 立原杏所筆	1 幅	■■■■■	河北町谷地■■■■■
工芸品の部	赤絵柿右エ門皿	1 枚	■■■■■	河北町谷地■■■■■

提 案 理 由

山形県指定有形文化財「紙本著色重嶂香雪図」外2件が県の区域内に存しないことから指定を解除するため提案するものである。

平成26年11月28日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

文 審 第 2 号  
平成26年10月29日

山形県教育委員会  
教育長 菅野 滋 殿

山形県文化財保護審議会  
会 長 伊 藤 清 郎



山形県指定無形民俗文化財の指定及び山形県指定有形文化財の指定解除  
について (答申)

平成26年10月16日付け文生第999号で諮問ありましたこのことについて、当  
審議会の意見は下記のとおりです。

記

第1号 県指定無形民俗文化財の指定

名 称	員数	所在地	保存団体
若宮八幡神社太々神楽	1	東根市東根甲	若宮八幡神社太々神楽保 存会

意 見 山形県指定無形民俗文化財に指定することが適当である。

第2号 県指定有形文化財の指定解除

種 別	名 称	員数	旧所有者	旧所有者の住所
絵画の部	紙本著色重嶂香雪図 岡田半江筆	1幅	■■■■■	河北町谷地 ■■■■■
絵画の部	絹本著色火食鳥図 立原杏所筆	1幅	■■■■■	河北町谷地 ■■■■■
工芸品の部	赤絵柿右エ門皿	1枚	■■■■■	河北町谷地 ■■■■■

意 見 山形県指定有形文化財の指定を解除することが適当である。

紙本著色重嶂香雪図 岡田半江筆

個人  
河北町谷地

岡田半江（一七八二～一八四六）は、大坂南画の中心人物とされた米山人の子で、絵は父に学んだ。はじめ父と同じく伊勢の津藩に仕えたが、文政五年（一八二三）職を辞して大坂に住み、浦上春琴・田能村竹田らと交わる。半江の絵は、父米山人の伸びのびと力強い

表現に比べて、しつとりと繊細で、うるおいのあるのが特色とされる。

渓谷を縫って頂にゆく道沿いに、梅花が咲き乱れ、所々に人家を配した春山を、濃彩で描いた密画で、本図の題賛「重嶂香雪」は、筆者岡田半江が記した。なお本図は、仙台の

画人菅井梅関が大坂に遊学の時、半江から譲り受け、その後、梅関の弟子で、谷地の楨五鳳の手を経てきたものという。

縦一七八・二寸、横三二・二寸





天保八丁百兆長十奉命臣立原臣立

県指定 有形文化財 絵画

絹本着色火食鳥図 立原杏所筆

個人 河北町谷地

立原杏所（二七八五〜一八四〇）は水戸の人。

名は任。父は彰考館総裁もつとめた立原翠軒。江戸時代後期の南画家、谷文晁の影響を受け、渡辺華山との交遊も深い。四条派・南蘋派・円山派などもとり入れ、諸派を折衷した清新な画風で一家をなした。

この画には「天保八丁酉晩夏日、奉命臣立原任写真」の紀年銘・文言と落款がある。藩主徳川齊昭の命により、杏所五十三歳の晩夏に描かれたものである。杏所は関東南画壇の中心人物とされるが、克明な写生の精緻な筆法などは、南蘋派的筆致ともいえようか。南画からはずれている作品である。

南方の火喰鳥は、当時舶載されて、大変めずらしがられたものであるという。

縦四二・七寸、横五四・〇寸



県指定有形文化財 工芸品

あかえ かき えもんさら  
赤絵柿右衛門皿

個人  
河北町谷地

わが国における色絵磁器（赤絵）の完成者として知られる、肥前有田の酒井田柿右衛門の作といわれるが、初期柿右衛門（四〜五代目、一六六〇〜九二）の作品といえよう。

薄手の精巧なろくろ成形で、素地は純白な乳白手の磁器皿である。口縁に茶褐色釉をめぐらす。

内側の絵付は、花の木の下に、赤い柴垣と青い岩、傾斜する地、さらに黄・赤・青の色釉で三匹の鹿、青い鳥を描く。全体に余白素地を多く残した絵画的な構図で、起頭のある細勁な線描、写実を離れた賦彩など、柿右衛門の特色がよく表わされている。

もとは、子爵大河内正敏の愛蔵品だったと伝える。

高さ四・四寸、直径二七・二寸

## 山形県文化財保護審議会における質疑応答の概要

### ○指定解除関係

事務局が指定解除対象3件について説明し、その後質疑応答を行った。

意見： 今回県外に流出した文化財はレベルも高く非常に残念。個人所有のものは、余程その土地の歴史等と密接に結びついているというのでなければ指定しないほうがよい。指定文化財となると売買価格も高くなると聞いている。教育長の挨拶に、文化財を「知る」「守る」「活かす」という言葉があったが、「守る」という点で今後所有者が文化財を手放すことを検討する場合、県教委に一報が入るようなシステムとなるべく県内に残せるような検討が必要と思う。

Q : 県指定文化財の所在確認の制度と現状について

事務局： 文化財保護指導委員が国の文化財確認の際、一緒に県指定文化財を確認している。県指定文化財数が多いため年1回の確認は難しい状況。個人蔵は、相手と調整がつかないと確認できないこともある。

現在、県指定文化財について所在確認をしている。だいぶ絞り込んでいるがまだ審議会へ報告するまでに至っていない。

意見： 巡回活動の徹底と、制度的に改善できるのであれば御検討いただきたい。

第2章 県指定有形文化財

（指定）

第4条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを山形県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合はこの限りでない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を県公報で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による県公報の告示があつた日からその効力を生ずる。

5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

（解除）

第5条 教育委員会は、県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

3 県指定有形文化財について法第27条第1項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該県指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を県公報で告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第3項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、すみやかに県指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

第4章 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財

（指定）

第26条 教育委員会は、県の区域内に存する有形民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを山形県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを山形県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による県指定無形民俗文化財の指定は、その旨を県公報に告示してする。

（解除）

第27条 教育委員会は、県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財が県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第2項及び第5項の規定を準用する。

3 第1項の規定による県指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を県公報に告示してする。

4 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財について法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があつたときは、当該県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

5 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第4項及び第5項の規定を準用する。

6 第4項の規定による県指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を県公報で告示しなければならない。